

渉外課

運輸部殘務整理部の業務移管及び同部爾後の形態に就て  
(會議の件)

五月二十四日  
總務課

21525  
503  
渉外課

運輸部殘務整理部に關しては左の方針で進む事にする

運輸部殘務整理部の業務は成るべく速に適應の官署に移す

業務移管と共に運輸部殘務整理部は解消す

一但し復員關係業務の主体たる可き船員に關係しある人員は何等かの

一適當附屬的形態と名稱とを以て殘る事となるべし

右業務移管、殘務整理部、解消の時期は遅くも第二四半期中とす

右の方針で検討の對象となる案別紙の如く運輸部殘務整理部の研究案別

冊の如し

此の具体案につき研究し決裁案を得たく各課の意見を取纏め主任者二十

九日九時總務課に參集相成度

配布先

總務局長、總務課長、渉外課長、人事課長、經理局長、扶助業

務部長、史實部長、留守業務部長、總務課八、渉外課二、人事

課一、經理局三、扶助業務部三、史實部一、留守業務部三、醫

務部一、法務局二、文書課一、資料課一、豫備六、計四〇

0957

別紙

業務内容

一、舊陸部隊將兵の救恤、功績業務

一、船船輸送間遭難（海没）（行方不明）部隊 留守業務部

（軍人、軍属）整理資料

一、船員業務

船員留守宅渡、支給、復員時未拂給與金の支給

新に戦死認定船員の公報、扶助業務

船舶ノ掌握、特に死没者、行方不明

者、抑留者把握の状況

船員の戦死認定

戦死船員の功績關係處理

留守業務部、地方世話部、扶助業務部

留守業務部、地方世話部、扶助業務部

留守業務部

地方世話部

（一）留守業務局

（二）海運總局

19996  
2437  
3425  
13134

0958

船舶賠償業務

五、船舶賠償業務  
一、船舶賠償業務  
一、船舶賠償業務

註 移 移 管 官 署 中 (一) は 重 點 順 位 に 非 ず

△ 運 送 名 義 貨 物 賠 償 業 務

(一) 整 理 部 又 は 経 理 部

(二) 海 運 總 局

史 實 部

0959

要 旨

現船舶業務整理部の業務は中央決定方針に基いて遅くも六月末迄に移管準備を終り七月末迄に夫々關係官廳へ移管を終了する  
 これか、五月中旬業務移管に關する部の意見（別紙第一、第二案）を上申すると共に速かに移管準備に着手し中央の意圖に従ひ速くとも六月末迄に準備を完成し七月中に逐次移管を終了の上八月一日より新態勢の下に業務を處理し得る如くする

第一案 判 決

現船舶業務整理部の業務は七月末迄に極力終了する如く努めるが終了し得ないものの中船員留守業務、船舶燈籠業務の業務は八月一日以降運輸省、海運總局（中國海運局）へ其の他の業務は夫々復員應關係機關に移管するを適當とす

一 陸軍殘滓消没輿論を反映し民主制にして且安定永續性のある方途を採  
用する必要がある

即ち軍屬、船員、留守業務並に徴傭船員の賠償業務の殘滓を如何なる  
体系に於て處理すべきかは昨秋以來これにて三回目の問題である、過去  
二回は共に當部として他の機關に移管方意見具申したか陸軍特に舊船  
艇司令部として責任上復員省（廳）の存続期間は運輸部（船舶）業務  
整理部として處理せよとの中央指令に依り業務を處理して来たのであ  
る

先般としても終戦以來留守遺家族の安定を第一義として銳意努力をし  
て来たか本業務の特性上来たその終結を見るに至らず恐縮してゐる次  
野である

即ち本業務はその特性上終結迄には今後尙相當期間を要すべく少くとも  
本業務迄は繼續するであらう或は復員廳官署の大部が縮少閉鎖せら  
れても一部は尙終息せぬかも知れない、然し乍ら國內輿論と復員廳關

0961

係豫算節約上等より三度本問題が取上げられた以上所謂殘務整理部等は速に解消するを要する事は論を俟たない。そこで移管をする以上輿論に即し軍の殘滓と評し冷視する世間の目を逃れ民主的な官廳を選ぶことか必要である。又移管先の官廳が永續性のない安定性に缺いたものであることは業務處理に任ずる者特に三級事務官以下雇傭人の執務能率に影響する事は必然である。故に復員廳系統よりも一般行政官廳である運輸省系統を第一案と致し度い。特に前述の如く業務の一部が復員廳が縮小閉鎖せられても尙残る公算ある以上將來を見越して四皮目の移管につき研討するか如き愚を避けたい。

二、船員留守業務と船舶賠償業務は爲し得る限り同一個所に於て同一官廳の系統内に於て處理せらるるを適當とする。即ち船舶賠償審議を適正にするためには船員留守業務特に船員戰死認定資料の活用及び復員船員との連絡等と成るべく分離せしめる事が必要である。

三、本案は政治的に第二案に比し適當であるか移管に伴ふ處理就中人事經

環關係は稍々問題かゝる。然し當部としては極力本案の採用を希望する。又本案採用に方りては海軍軍艦船員及び海軍徴傭船舶賠償業務と其の處理を同調せしめ、內的に不統一ならしめぬ事が必要であり、此の點中央における善處方を望む。

0963



移 管 要 領

一、門司及び小樽支隊は豫定の如く五月末これを閉鎖し残務は六月初旬これを宇品に返上せしめる

但し現地に於て是非必要とする残務業務の處理に就ては連絡所を設き七月末を目途に業務を處理させる

二、艦隊部隊將兵の救恤及功績業務は極力六月末迄に處理終結に努むるも遺物は夫々千葉留守業務局及び第一復員局業務所に關係地方官事務所に移管する

これかため移管先官廳主務者とは密に連絡し七月中に主任者關係書類発行の上上京移管する如くする

三、一般六八二艦に基く給糧送間遭難（海没）（行方不明）部隊（軍人、軍屬）整理資料の調査は各上陸地支局への連絡員の派遣、常駐碼頭の新設、舊船船檢送諸部並に艇泊場司令部企劃及現場主任者の會同等を行ふ外各種情報収集の手段を講じ速かに之を完了するに努める  
五月末及七月末を夫々一區劃とし整理資料を關係官廳へ報告（通報）

0964

する豫定である、尙八月以降は主擔任は留守業務局とし、  
を援助することと致し度い

四、船舶史編纂業務に就ては中央指令によるもその資料は七月末迄に一掃  
史實調査部に提出する

五、船舶賠償業務は七月末迄にこれを概了する如く努め八月一日以降は運  
輸省海運總局（中國海運局）に別紙に示す職費及び所要豫算と共に移  
管する

但し此の種國家補償中止に關する中央指令あることをも豫期し現場業  
務の隨時打切り東京返還態勢を準備する

尙業務處理の對稱は飽くまで一隻船主に對するものを主体とする事は  
勿論である

六、船員課業務は左の如く移管する

ノ業務の一部たる左記三項は夫々括弧内期日限り給與原簿及び既令運  
豫算殘額と共に地方世話部に移管する

(1) 船員、留守宅渡の支給（六月三十日）

(2) 船員、復員時に於ける未拂諸給與（六月十五日）

(3) 新に戦死を認定する船員の公報及扶助業務（留守業務規定施行期

日但し施行期日か遡行せらるる時は中央よりの單行通牒日とする

2 業務の主体たる左記事項は八月一日より別紙に示す職員及豫算残額

と共に運輸省海運總局（中國海運局）に移管する

但し戦死認定等純復員處理事項はその長官の指揮を受くるとと

する、尙目下整理中の無骨英靈の處理等は七月末迄に之を完了する

0966

1 船舶の戦死認定及其の世話部宛移牒に関する事項

2 戦死船員の功績名簿及び同列次名簿の調製並に上申に関する事項

3 復員船員調査特に死歿者、行方不明者及び抑留者の状況把握に関する事項

事項

0967

(別紙)

船舶業務整理部より運輸省(中国海運局)に轉送せしむべき人員數進表案

昭二一。五  
字 最

考 備	合 計	船舶賠償業務			船員留守業務			業務區分	
		賠償金等支拂事務	船料及諸港費等審査	賠償審議	功績上申	船舶の掌操	船員の安否	戦死認定	充當要員
(一) 事務官職員の職託を以て充つることを得 (二) 女子事務員の内約三分の一は船員とす (三) 賠償金關係者中には経理官若手名を含む (四) 本業は船員及び賠償兩業務共兼せ海運局船員部長及び船舶自身の部下に入るものと想定し且庶務係は各許毎に又受付係は海運局全船受付にて處理するものとして立案した (五) 戦死認定及び功績名簿調製等は夫々復員局長官の指命並事務とする (六) 本表職員の運輸大臣及復員局長官との職歴及び指揮關係は方世語等の表に添せしめる	9	—	—	—	—	—	—	二級事務官 (高等官)	—
	25	二	—	二	五	四	五	六	三級事務官 (女 子)
	64	二	二	六	一〇	一六	一八	一〇	職 託 (高等官級)
	2	—	—	—	—	—	—	—	小 計
	100名	二 (小計二〇)	三級 女子 職託 一〇	二級 四 三級 職員 五	職託 女子 不計八〇 一	二級 三級 職員 二〇	五 四	計	

0968

説明

一、船員留守業務の現況及び将来性（別表業務處理年度計畫参照）

(1) 四月三十日現在の未復員船員一七二一九名（現地徴用船員二七七七名を含む）の留守宅渡送金及び外地より復員した船員の戦地給與清算事務は最後の船員の復員する迄繼續するが其の船員名簿は宇品に保存して居るので此の原簿さえ移管すれば如何なる機關でも處理出来る。まして豫算が一般會計である今日に於て然りと思ふ。現に本件は次項と共に七月以降は地方世話部に移管方具申中である

(2) 陣歿船員の戦死認定及び世話部宛公報移牒は現に手持資料の分が五七一二名（沈没船四六一隻分の見込數三四二五名を含む）あるも約三分の二は七月末迄には處理する豫定で八月以降は其の三分の一と今後の新入手資料（約五〇〇名見込）とを來春三月頃迄に處理する必要がある

又右認定公報に伴ひ戦死船員の特別賜金下附願移牒遺族扶助料葬祭料及び祭祀料交付竝に靖國神社祀上甲は現手持育料三六三二名分を七月末概了を目途に整理中であるが一部は八月以降に残るだらう

八月以降は前述の新しく戦死を認定すべき三四二五名を主体とする事務を處理することとなり少くとも來春三月迄はかゝると思ふが其の事務は何れの官署でも宜しい

唯一「認定官」を誰がするかが問題である

(9) 遺骨の處理は現有の無骨英靈五五九〇体を七月末迄にかたづけ豫定である

右以外に前記(2)で新に戦死認定する無骨英靈をなるべく速に處理する必要がある此の業務は戦死認定事務終了と共に何れの機關が擔任しても出来る

(4) 陣歿船員の功績上申事務は前記(2)で認定した者の功績名簿及同列次名簿を復員廳業務部に進達するので來春三月頃迄に片附けると

とは相當困難である。尙問題となるのは名簿調製官を誰にするか  
にある

(5) 右以外に今秋頃迄に完了すべき外地部隊船員復員に伴ふ残務整理  
管理官業務特に死歿者及行方不明者等の調査事務があるが將來是  
は寧ろ上陸地支局又は復員連絡局等を主擔任機關とし當部は留守  
業務局と共に其の結果の通報を受ける様にした方が適當と思ふ  
二、船舶賠償業務の概況及び將來性

(1) 大型船全損賠償支拂事務は現有資料一八件あるも七月末迄には終  
了の見込である

別に沈歿又は現在位置狀況を調査中の船舶が約三十隻あつて其の  
備船料も未拂で少なくとも今年中はおかゝるだらう

(2) 在外地小型船の全損賠償政府借入金の請求手續中のものが約一六  
〇〇件あるが七月迄には概了する豫定である

在外地小型船で「車使用に基く補償工事船並に行方不明」等の分  
損又は全損賠償審議中のものが四二件あり

0971



之が賠償全支拂事務は八月以降になる

(3) 右の外普通解備船の分損賠償及既全損賠償認定船の生還に伴ふ處理が夫々二〇件及一六〇件程度あつて少なくとも今年中には何かと問題が起るものと判断せらる

以上三項共之が八月以降の處理は海運行政官廳なら實行可能と思はれる

0972

第二案

判決

現船員業務整理部の業務は七月末これを打切り船員留守業務の業務は船員留守業務局字品出張所とし、船舶賠償業務はこれを海防省海運部局（中興海運局）に、其他は夫々復員廳關係機關に移すを適當とす

理由

一 國民思想に影響を及ぼす事の多い船員留守業務は地々迄置の殘滓機關である復員廳關係機關に於て處理し責任をとる必要がある

二 業務の主体たる船員留守業務移管に複雑な業務處理を要せず延いては移管業務圓滑に運び中絶を來すことなく留守宅遺家族に迷惑をかゝる事少し

三 業務處理上不離一体の關係にある船員留守業務並に船舶賠償業務を假令同一廳舎内に存置しても系統の異なる官廳に移管することは業務處理に結節を生じ圓滑を缺くおそれがある

移管要領

0973

一、五は第一案の移管要領と同様である

六、船員留守業務の主力である左記諸項は八月一日より別紙に示す職員及び豫算残額と共に留守業務局に轉入させ同局字品出張所として現位置に於て業務を處理させる但し目下整理中の無骨英靈の處理等は七月迄にこれを完了する

1. 船員の戦死認定、及其の世話部宛移牒に關する事項
2. 戦死船員の功績名簿及び同列次名簿の調製並に上申
3. 船員の掌握特に復員船員の調査就中死破者、行方不明者及び抑留者の情況把握

註

第一、第二案何れの案に於ても船舶賠償業務を復員廳經理部に移管する案がある

0974

船舶殘務整理部より留守業務局へ  
 轉屬せしむべき人員標準及豫算殘額表  
 昭和二一、五  
 字 品

額 殘 算 豫	考 備	務 業 守 留 員 船					業 務 區 分	充 當 要 員	
		職 務	功 績 上 申	船 員 の 掌 櫃	船 員 安 否	戦 死 認 定			
	一、事務官、雇員は獨託を以て充つる事を得 二、女子事務員の内の三分の一は雇員とす 三、本業は轉屬後留守業務局字品出張所として獨立せる官職とな る場合とす	一	一	一	一	一	一級事務官 (高等官)	二級事務官 (高等官)	
		二	五	四	五	六	(判任官 雇員)	三級事務官 (判任官)	
		(受付職員 を含む)	四	一〇	一六	一八	一〇	事務員 (女子)	獨 託 (高等官級)
					二				
			計	八八	嚙託 二	女子 五八	三級、雇員 二二	二級 六	合 計

0975

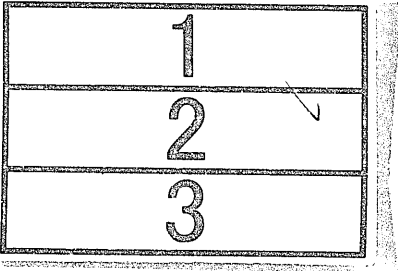
船舶業務整理部より運輸省海運課局（中國海運局）  
に轉屬せしむべき人員及豫算殘額基準表

昭二一、五  
字 品

業務充當	船舶賠償業務			合計	備考	豫算殘額	
	賠償審議	補船料、諸 港費等審査	賠償金等 支拂事務				
二級事務官	—	—	—	4	一、事務官 雇員は囑託を以て充つることを得 二、女子事務員の内約三分の一は雇員とす 三、賠償金關係者中には經理官若干名を含む  中央處理（復員省より運輸省に協議の上移管）		
三級事務官	—	—	—	5			
事務員	—	—	—	10			
囑託	—	—	—	2			
小計	—	—	—	21			
	二級雇員 四	三級雇員 五	女子 一〇				
			囑託 二				
			(小計 二)				

0976

# 分割撮影ターゲット

分割した  部分の  撮影順序	
分割撮影 した理由	A 3 版 以 上 の た め
上記のとおり分割撮影した事を証明する。	

第I期 (手持資料事務整理期)				期別	月別	區分
7	6	5	4	21年	一般事務	軍屬船員留守業務處理年度豫定計畫
(一) 部業務移管準備 (二) 第四回慰靈祭 (三) 行衛不明船員第二次調査	(一) 部業務移管細 (二) 支部廢止 (三) 第四回慰靈祭	(一) 部業務移管具申 (二) 臨時議會對策 (三) 第四回慰靈祭 (四) 行衛不明船員第一次調査	(一) 部業務移管案 (二) 慰月分旅費及消耗品請求(以下同前) (三) 分租表改正 (四) 第四回慰靈祭	(一) 部編成改正 (二) 年度計畫上申 (三) 分租表改正	一般事務	軍屬船員留守業務處理年度豫定計畫
(21拂月6~4右同)	(21拂月6~4) (A-X)名 ⑧	(2777名 21拂月、這月3等航運方面)	(21拂月3.2 (1765名) ④)	留守完送金	船員留守完送金事務	軍屬船員留守業務處理年度豫定計畫(案)
	(分、令發月6~4)	(牒移簿名連) (25000名見込)	(21拂月、令發既) (1637名)	扶助料送金	給與精算船員勳員賞	
(約600万円。拂支算者、拂代會當運)						
① 3/387隻型小 + 8/94隻型大。定々認確、負船死戰)					戰死船員公報	戰死船員公報扶助事務
(2208名。牒移完部話世報公員船死戰後以年十二)						
(89名。報公員船死戰迄年九十)						
(20) ①及3613通。收回本騰籍戶員船死戰)						
(3502名。申上製調票名祀合)					扶助遺骨	
(3581名。令發給支料案祭及料助扶)						
(3632名。牒移願附下金賜別特)						
(5590体。送移部話世靈英骨無)						
(3632名 靈英理處係助扶)				(分持手係績功) 1730名	陣歿船員功績上申	船員課
(一) 歸還船員第二次調査	(一) 夏期農繁休暇	(一) 業務移行政公告	(一) 上陸支局長會議予定	參考事項		
(二) 議會終了	(二) 22年度予算案議資料上申	(二) 船史起稿	(二) 春季清回臨時祭			
(三) 軍需部隊業務整理終了		(三) 歸還船員第二次調査	(三) 春期志氣昂揚行事			
(四) 船史終了						

修補般全) 期III第		(期理處料資手入未) 期II第				(期理	
2	12	11	10	9	8	7	6
部業務終末檢計	(一)第四十九回慰靈祭	(一)部業務終末檢計 (二)年計分担改正 (三)議會對策 (四)第四十八回慰靈祭	(一)第四十七回慰靈祭	(一)第四十六回慰靈祭	(一)部第二次改編及業務移管 (二)年計分担改正 (三)第四十五回慰靈祭	(一)部業務移管準備 (二)第四十四回慰靈祭 (三)行衛不明船員第二次調査	(一)支部廢止 (二)第四十三回慰靈祭
	(込拂分月12~10) (C-X)名①			(込拂分月9~7) (B-X)名②		(込拂分月6~(A-X)名③	
	(込拂分月12,11)		(分月10,9)		(分,令發月8,7)	(込拂分月6~4右同)	
						(分,令發月6~	
						(約600万円。拂支	

(補補)	(500名見込①)		(500名見込①)		(500名見込①)		(3425名見込①) $\frac{3}{387}$ 型小 + $\frac{6}{94}$ 型
(500名①)	(3,425名①)		(3,425名①)		(3,425名①)		(②) 2208名。牒移宛
(分,手入月12,11)	(分,手入月10,9)		(分,手入月8~6)		(分,手入月8~6)		(②) ①及3613
(500名②)	(3425名①)		(3425名①)		(3425名①)		(3502名。申上
(500名②)	(上令)		(上令)		(上令)		(3581名。令發給支料
(500名②)	(②及上令)		(②及上令)		(②及上令)		(3632名。牒移願
(分月1~12)							(5590体。送示
(500名①)	(3425名①)		(3425名①)		(3425名①)		(3632名 靈
	(一)秋期志気昂揚行事 (二)秋季清國臨時祭	(一)秋期農祭休暇 (二)歸還船員第4次調査	(一)秋期志気昂揚行事 (二)秋季清國臨時祭	(一)歸還船員第3次調査	(一)復員連絡局長會議 (二)22年度予算審議開始 (三)行衛不明者公表 (四)夏期休日修練	(一)復員連絡局長會議 (二)22年度予算審議開始 (三)行衛不明者公表 (四)夏期休日修練	(一)歸還船員第4次調査 (二)議會分終了 (三)軍需部隊業務整理終了 (四)船舶史終了



考

備

(期修補般全) 第III期

(期理處料資手入未)

3	2	1 <sup>1/2</sup> 月	12	11	10	9	
(一) 歸還船員終末調査 (二) 第五十回慰靈祭 (三) 部業務終末整理	部業務終末檢討	(一) 第四十九回慰靈祭		(一) 部業務終末調査 (二) 年計分担改正 (三) 議會對策 (四) 第四十八回慰靈祭		(一) 第四十七回慰靈祭	
(分月3~1) (D-X)名			(込拂分月12~10) (C-X)名①			(込拂分月9~ (B-X)名	
(込拂分3~1)			(込拂分月12.11)		(分月10.9)		
		(修補)			(500名見込①) 手入		
		(500名①)			(3425名①)		
(分月3~1)		(分月手入月12.11)			(分月手入月10.9)		
		(500名①)			(3425名①)		
		(500名①)			(上 合)		
		(500名①)			(上 合)		
(分月3~2)	(分月1~12)				(①及上合)		
		(500名①)			(3425名①)		
(三) 三年度決算申請 (二) 三年度決算報告 (一) 部綜合成果報告				(一) 秋期農繁休業 (二) 歸還船員禁酒 次調査	(一) 秋期志気昂揚行事 (二) 秋季清回臨時祭	次調査	

(配布区分) 課長、岩見事務官 (参考) 部長、松野、堀尾

小山田、青山各事務官 (予備) 三) 計二部

(一) 本表の船舶業務整理部船員課ノ主要業務處理ノ年度予定ヲ示スモノニテ努力マテ短期處決シテ旨トス

(二) 聯合軍ヨリノ船員関係等調査事務ハ本表外ノ特別作業トス

(三) 本計畫ハ船員課現在員七十六名(内訳 留字宅係二六、安否係六、公報係三、扶助係二、功績係三、及庶務係六)ニ依ル事務速度ヲ標準トス。但南ノ運航會社船員等現地採用軍士屬留字宅事務及遺骨関係事務處理ノ船會社社員等ノ援助ハ別途トス

護送 其の指図は市右衛門道に於て行はる

由りて其の指図は市右衛門道に於て行はる

先づは少右衛門指図に上乗し各々指図を載り

指図は市右衛門指図に上乗し各々指図を載り

指図は市右衛門指図に上乗し各々指図を載り

一少衛門の指図に上乗し各々指図を載り

指図は市右衛門指図に上乗し各々指図を載り

指図は市右衛門指図に上乗し各々指図を載り

指図は市右衛門指図に上乗し各々指図を載り

指図は市右衛門指図に上乗し各々指図を載り

指図は市右衛門指図に上乗し各々指図を載り

残務の既多なる際、準備は(船)解揚すべしといふ  
ゆゑに、このころにも結局はよろしといふ事あり

早く決定せしむる方向を仰明す下さし

少年暴逸、陣の準備は何時をもお事と云ふ事あり

同様の捕囚を捕起し、回答は南方船隻の動搖を防ぐ

古くは、回答なきに、守り地を南方に向け、後を船に

頼み持て行つて、勢ありと云ふ。 表年より、是は是非

ゆゑに、是より、い、尚残る船隻は南方軍のはかりに

及各個人の事情無く、速に帰るべきことなる、是は志のあり

甲斐を解揚せしむる一、船部へ、同様に、是は、舟下り、と云ふ

都ては善軍の抱き使役につかわれし帰口も苗代にあり  
又軍船と違つて新船のまほも受けず給共も受けず  
目の控あり不徳な形せしあるか何んか可罰金部  
に交渉しし勢を早く帰しもうする所平配難い  
たひま事、此の件は高直にもさ軍船のたひまも事  
出まが固つて内地の事か何んか知悉はなすか  
これぞ其の事なり 亂筆の事なり

増尾事務官

増野事務官殿

0982